

## 留萌市告示第53号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和8年度及び令和9年度（建設工事、設計等については、令和8年度）において、留萌市が締結しようとする契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及び審査申請の手続きを次のとおり定める。

令和7年12月3日

留萌市長 中 西 俊 司

記

### 第1 資格要件

#### 1 基本的資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、資格の審査を申請することができない。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者。
- (3) 次に掲げる税等を滞納している者。
  - ア 留萌市税等（市税外使用料等を含む。）
  - イ 本店所在地の市町村税（特別区にあっては都税）
  - ウ 消費税及び地方消費税
- (4)申請者又はその代理人、役員、支配人、その他の使用者若しくは入札代理人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにその利益となる活動を行う者、密接な関係を有する者。

## 2 契約の種類による資格要件

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項別表に掲げる土木、建築に関する工事（以下「建設工事」という。）における競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たす者とする。
- ア 令和7年12月1日（随時申請の場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において、建設業法第3条第1項の許可を受けており、かつ、当該許可を受けてから継続して2年以上当該建設業を営んでいること。
- イ 資格審査の申請をする日（その日が令和8年4月1日以前である場合は、令和8年4月1日）の1年7ヶ月前の日の直後の営業年度の終了の日（以下「決算基準日」という。）以降にアに規定する建設業に係る建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）及び同法第27条の29第1項に規定する総合評定値の結果通知を受けていること。
- ウ 決算基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、上記アに規定する建設業に係る完成工事高を有していること。
- エ 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。）に加入していること。
- (2) 船舶の建造又は修理（以下「船舶建造等」という。）における競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たす者とする。
- ア 令和7年12月1日（随時申請の場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において、造船法（昭和25年法律第129号）第2条の許可又は小型船造船業法（昭和41年法律第119号）第4条の登録があり、かつ、当該許可又は登録を受けてから継続して2年以上その事業を営んでおり、かつ、直前1年間にその事業に係る売上高を有していること。
- イ 30トン以上の船舶の建造又は修理の能力があること。
- (3) 建築物の設計、土木施設物の設計、測量、地質調査、技術資料作成（以下「設計等」という。）における競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たす者とする。
- ア 令和7年12月1日（随時申請の場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において、継続して1年以上その事業を営んでおり、かつ、

直前 1 年間にその事業に係る売上高を有していること。

イ 測量における競争入札参加資格者は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条の規定による測量業者の登録を受けていること。

ウ 建築物の設計における競争入札参加資格者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録をしていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

エ 計量証明を業とする者については、計量法第 107 条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。

(4) 物品の購入、製造の請負、修繕（改造を含む）、借受け及び役務の提供並びに物品の売払い（以下「物品購入等」という。）における競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 令和 7 年 1 月 1 日（随時申請の場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において、継続して 1 年以上その事業を営んでおり、かつ、直前 1 年間にその事業に係る売上高を有していること。

イ 法令に基づく許可、免許、登録等（以下、「許可等」という。）を営業の要件とする業務又は物品の調達においては、その許可等を受けていること。

ウ 情報システムの開発における競争入札参加資格者は、2 年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。

エ 食材の購入における競争入札参加資格者のうち、生鮮食品、麺、パン、豆腐類、菓子類、お茶類、牛乳、漬物、納豆及び米を納入する者は、留萌市に本店を有していること。ただし、市長が特に必要と認める者については、この限りではない。

オ 施設の營繕における競争入札参加資格者は、自ら施工ができること。

(5) 除雪業務（排雪を含む。）における競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 留萌市に住所又は本店を有していること。

イ 業務委託完成保証人を付すことができること。ただし、協同組合等の場合は、この限りでない。

ウ 路線の除雪業務及び排雪業務については、次のいずれかに該当する実績を有していること。

(ア) 令和 7 年度において留萌市が発注する路線の除排雪業務

- (イ) 令和 6 年度及び令和 7 年度において国、道、他の地方公共団体又はこれらに類する団体が発注する路線の除排雪業務
- (ウ) 上記に類する実績
  - エ 除雪業務に必要な車両等を確保できること。
  - オ 排雪業務における競争入札参加資格者は、原則、貨物自動車運送事業法第 3 条の許可を受けていること。
  - カ 除雪車両及び人員確保に関し、市の指示に対応できること。
  - キ 前各号の定めにかかわらず、市長が特に必要と認める者については、競争入札参加資格者とすることができる。

### 3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項第 7 号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、第 1 の 2 に規定する契約の種類毎の資格要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第 3 条第 4 号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に競争入札参加資格者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

## 第 2 資格審査の申請方法等

### 1 申請の時期

資格審査の申請は、次の(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。

- (1) 次の(2)から(5)までに掲げる者以外の者

ア 定期の申請をする者

- (ア) 建築工事、設計等、物品購入等

令和 7 年 1 月 10 日（水）から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで

- (イ) 船舶建造等

令和 7 年 1 月 10 日（水）から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで（留萌市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 22 号）に規定する休日（以下「土曜、日曜及び休日」という。）を除く。）

- (ウ) 除雪業務

市長が指定する日

イ 随時の申請をする者

令和8年4月1日から令和8年12月28日まで（土曜、日曜及び休日を除く。）

(2) 共同企業体

共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等  
第2の1(1)に定める時期及び当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が競争入札参加資格者である企業組合又は協業組合

第2の1(1)に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 市長が特に必要と認めた者

市長が指定する日

2 申請書の様式及び提出方法等

(1) 申請書の様式等

ア 建設工事、設計等

北海道市町村入札参加資格共同審査システム（電子申請）

イ 船舶建造等

船舶の建造等競争入札参加資格審査申請書

ウ 物品購入等

北海道市町村入札参加資格共同審査システム（電子申請）

(2) 申請書に添付する書類

ア 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては代表者の身分証明

イ 納税証明書（留萌市税、本店所在地の市町村税（特別区にあっては都税）、消費税及び地方消費税）

ウ 委任状（契約締結権限等を委任する場合のみ）

エ 同意書（留萌市に市税外使用料等の納付義務を有する者）

オ 誓約書

カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が指定する書類

(3) 提出方法等

ア 建設工事、設計等、物品購入等

北海道市町村入札参加資格共同審査システムにより、電子申請とする。

イ 船舶建造等

持参又は郵送による提出方法とする。

(ア) 郵送による提出

書留郵便、レターパック等書類の送達の事実が確認できる方法とし、令和8年1月30日消印のものまで有効とする。

(イ) 持参による提出

受付時間は午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時までとする。

(4) 申請書の提出先

ア 建設工事、設計等、物品購入等

原則電子申請のみとし、紙による申請は受け付けない。

イ 船舶建造等

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地

留萌市役所総務部契約課契約係

3 資料等の請求

市長は、資格審査に関し、必要があると認めるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

4 その他

詳細は第2の2(1)アからウに定める区分毎の競争入札参加資格審査申請の手引きによる。

第3 資格の等級区分

工事の請負契約のうち、土木（とび、土工、コンクリートを含む。）工事、建築工事、電気工事、管工事及び水道施設工事に係る留萌市に住所又は本店を有する競争入札参加資格者は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案した上で、市長が別に定める工事予定価格に対応する等級に格付するものとする。

(1) 客観的審査事項

平成20年国土交通省告示第85号に定める項目

(2) 主観的審査事項

工事施工成績

第4 登録者名簿・資格の等級区分の公表

登録者名簿及び資格の等級区分は、次に掲げる方法により公表する。

- (1) 留萌市役所都市環境部閲覧室にて令和8年3月下旬より公表予定。
- (2) 留萌市ホームページにて令和8年3月下旬より公表予定。

## 第5 資格の有効期間

- (1) 建設工事、船舶建造等及び設計等における資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日（その日が令和8年4月1日以前である場合は、令和8年4月1日）から令和9年3月31日までとする。
- (2) 物品購入等における資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日（その日が令和8年4月1日以前である場合は、令和8年4月1日）から令和10年3月31日までとする。
- (3) 除雪業務における資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から令和9年3月31日までとする。

## 第6 資格審査の再申請

次のいずれかに該当する者で引き続き競争入札参加資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 競争入札参加資格者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者。
- (2) 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である競争入札参加資格者でその構成員（競争入札参加資格者である者に限る。）を変更した者。
- (3) 企業組合又は協業組合である競争入札参加資格者でその構成員を変更した者。

## 第7 資格の喪失

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- (1) 第1及び第2に定める要件を欠くに至ったとき。
- (2) 競争入札参加資格に係る営業を廃止し、又は譲渡したとき。
- (3) 競争入札参加資格の申請（変更に関する届出を含む。）において虚偽の記載をした者。